

2020年8月27日

自治基本条例とはー利根町のかたちづくりー

流通経済大学法学部

坂野喜隆

1. 自治基本条例の定義ー自治体の憲法ー

自治体運営の「理念」を定め、その理念を具体化する「制度」を盛り込み、その制度を動かす「原則」を具体的に規定化し、その条例を最高条例にしたもの（神原、2008）

2. 自治基本条例制定の沿革ー分権化とわがまち意識ー

(1) 分権改革と自治基本条例

- ・2000年 地方分権一括法施行 ①国と自治体との関係→対等・協力
②多様な主体による自治体運営体制の構築
- ・2001年 ニセコ町まちづくり基本条例施行：自治基本条例第1号
- ・2002年 北海道行政基本条例
- ・2003年 杉並区、吉川町（現上越市）
- ・2004年 多摩市
- ・2005年 大和市

2020年4月1日現在、約400の自治体が制定

(NPO法人公共政策研究所 HP：<http://koukyou-seisaku.com/policy3.html>)

(2) わがまち意識の高まり

①従来

「自治体」（「町」）とは、住民とは別のもの：サービス供給主体、規制主体

②わがまち意識の萌芽

「自治体」は「わがまち」であり、住民のものとして受けとめる状況

(ガバナンス意識の芽生え)

(辻山(2004)参照)

3. 自治基本条例の分類と制定意義

(1) さまざまな分類

①制定経緯の違いによる分類（辻山(2004)参照）

- a. 行政主導型
 - i. 有識者の研究成果をもとに行政が条例案を策定 (ex.杉並区など)
 - ii. 行政設置の検討委員会（公募あり）の後、行政職員が素案作成
(ex. 大和市、川崎市など)
- b. 議会主導型：市民参加を議会が主導 (ex.草加市、多摩市、飯田市など)
- c. 市民主体型：市民が市民案などを首長に提出 (ex.三鷹市、多摩市など)

②法内容理論による分類

a. 授権型と自治型

b. 行政型と総合型

(神原(2008)参照)

c. 参加協働の融合型と分離型 (ex.宝塚市など)

(2) 制定の意義

①本質的意義

・住民自治の拡充

(cf.団体自治)

・「まちの個性」の創造

・分権改革の促進

②手続的意義

・協働の実践、行政との連携：条例策定のプロセスのなかで共感し、実感

役割分担の再定義：行政、議会、市民

まちの姿の運営の基本原則の確立と設計

4. 自治基本条例の法的性格

(1) 別紙参照 (論点表)

(2) 利根ルールの創設－利根町らしいまちづくり－

ex. 「市民」の定義、住民投票における年齢や市民など

5. 自治基本条例の展開

(1) 存在感の定着

住民が自治基本条例を意識するようになる

(2) 他の条例へ影響

自治基本条例を中心とした条例体系が再構築される

(3) まちづくり制度の発展的継続

・自治基本条例により、市民参画の場が恒常的に設置される

← 情報提供、パブリック・コメントなど

・市民による自治の活動が法的に保護される